

みて完全なる倉庫會社となれり。又この年二十五月京都において田中源太郎、中村榮助、川勝光之助等發起人となり、京都府より下京區第三十組東鹽小路町の倉庫四十六坪餘を買入れ七條米商會所と米穀の受渡に關する契約を結び京都倉庫會社<sup>資本金五萬圓</sup>を起せり。二十二年に至り東京倉庫會社につきて深川黒江町に東京米穀倉庫會社起れり。<sup>資本金貳拾五萬圓</sup>この會社は中村道太、小川爲次郎等の發起にて東京米商會所受渡米并に一般の商品を保管し、預證券を發行して其受渡を便利ならしむる工夫にて預證券に對し自ら金員をも貸渡しゝとぞ。この會社にては甲乙二様の預證券を發行せり甲は普通の預證券にて三箇月以内に受授せしむる爲に發行するものなり故にこの預證券の發行を望む場合には米商會所の検査をなすと同様の方法にて検査し其米穀に關し定めたる性質を悉く預證券に記載し受渡の場合には再び検査することなく受授せしむるなり其證券に記載せる性質の有効期限は其検査の月によりて區別あり即夏期の検査の分は一箇月以内十月以後の分は三箇月以内有効なり。又この年十月兵庫において川西清兵衛等石油倉庫會社を起せり。<sup>資本金拾五萬圓後增加して五拾萬圓とせり</sup>これよりさき兵庫市中一般に石油を貯藏して憚らざる有様なりしかば神戸商業會議所において大いに其危險なることを論ぜしが、其後兵庫縣においても種々工夫せらるゝをりから石油貯藏所設立の計畫ありしかば、石油貯藏規則を發布して暗に其事業を助けられき。よりて地を和田岬にトし堅牢なる煉瓦倉庫を建築せしが、二十七年和田倉庫會社と改稱して一般の商品を保管し、預證券をもいだすゝとくなれり。この會社は三十年十月に至り、會社の全財産を三菱會社に讓渡して解散せり。<sup>サミユルサミユル商會の石油タンク船を和田岬に廻し石油倉庫會社の敷地内にある石油タンクに陸揚兵庫灣を開港區域内とするも開港區域外なるを以て允准なかりに川西清兵衛種々盡力せし結果つひに二十五年九月するの公布ありたり</sup>かくの如く十五年より二十六年まで凡そ十二年間は倉庫會社を起すも少かりしが、二十七二十八戰役後二十九年に至り、俄に殆ど三十の倉庫會社を見るに至れり。されど其中規模の大なるは神戸の日本貿易倉庫會社<sup>二十九年二月設立資本金百五拾萬圓</sup>福岡縣門司の九州倉庫會社<sup>二十九年八月設立資本金百萬圓</sup>に過ぎず

其他は大むね小資本のものゝみなりき。三十年三月<sup>法律十五號</sup>保稅倉庫法を發布せらるゝや、神戸棧橋會社の如きは他に卒先してこの年三十九月大藏省の允准を得、十月二十日より私設保稅倉庫の事業をも營むことゝなれり。

### 第六十八章 條約改正 内地貿易

はじめ舊幕府は安政以來北米合衆國、露西亞、和蘭、大不列顛、佛蘭西、葡萄牙、普魯士、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹の十一國と條約を結びて横濱、神戸、長崎、新潟、函館の五港を開きしが、維新開國以來更に西班牙、瑞典諾威、獨逸北部聯邦、奥地利洪噶利、清、布哇、秘魯、韓、墨西哥、伯刺西爾、暹羅、知利等と條約を結びしも、大むね安政の條約を基礎として結びたるものゆゑ、不完全なる條約なりき。されば稅權回復の如き、治外法權撤去の如き改正を要するもの多かりしが、殊に明治五年七月以後は安政條約の改正期限なれば官民ともにこの機を逸せずして條約改正の目的を達せんことを企望せしかば、政府においてもいよ／＼大使派遣の事に決し、四年十一月十日、右大臣岩倉具視を遣歐米特命全權大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳を副使としてし歐米の文物制度を觀察せしむる一行總て四十八人<sup>官内、司法、兵部、大藏、文部、工部より各理事官を遣</sup>北米合衆國、英吉利、佛蘭西、西班牙、葡萄牙、白耳義、和蘭、獨逸、露西亞、丁抹、瑞典、伊太利、奥地利の十三國へ遣さる。<sup>五年九月十四日歸朝</sup>これもとより尋常一樣の禮聘諸問にあらずしてその實は條約改正の端緒を開かしめんとの考なりしが北米合衆國に至り、ゆゑありて條約改正談判の事をやめ、單に禮聘諸問にとゞめし

のとりし政略により國別談判を開くことゝし、二十一年十二月下旬北米合衆國と談判を開き<sup>二月調印</sup>二十二年新に墨西哥國と對等の條約を締結し、勢に乗じて更に歐洲各國との條約改正に着手せしが條約中、外國法官任用<sup>領事裁判権を撤去し爾後五箇年間大審院に外國人を入れて法官とする事</sup>外國人土地所有權の事あるを以て亦異論を唱ふるもの多く、つひに中止となり大隈重信も亦兎徒の爲に其一脚を失ひぬ。されどもこれより條約改正の事大いに歩武を進めたりといふ。其後青木周造、榎本武揚等外務大臣となりて絶えず、改正談判をなしたるも其功を奏せざりしが陸奥宗光の外務大臣となるや其後をつぎ、まづ英國より着手することに決し伯林駐在の青木公使に訓令して英國政府と談判を開かしめ、つひに二十七年七月十六日英國と新條約を調印し、この月二十七日公布せらる。つひて十一月米國との條約なり、十二月伊國<sup>佛國</sup>を以て實施せらるゝことゝなれり。こゝにおいて維新開國以來、官民の翹望せし治外法權を撒去し、外國人居留地の制を廢して内地難居を許し、諸外國人をして我法權の下に服従せしむることとなりぬ。これよりさき舊幕府において横濱村、吉田新田、太田村、平沼新田、石川中村、北方村、根岸村、本牧本郷部村の十二村<sup>神戸</sup>神戸港は攝津國八部郡神戸村、二長崎<sup>文久三年和蘭人の出島を以て一般外國人の居留地に定めらる</sup>明治元年六月唐人屋敷火災後二年頃までは支那人諸所に居住せしが其後新地大浦よりなれり茶屋村、走水村の三村よりなれり<sup>新潟</sup>新潟港は越後國蒲原郡に在り古名船江津舊幕府の二町森伊三次へ全部拂下となれり<sup>直轄地</sup>東西十町南北二十七町の一市街なり<sup>函館</sup>函館港は北海道渡島國追田郡あり古名館と稱せし地にて元松前家の領なりしが安政以來幕府の直轄地となし奉行をおきし所なり<sup>の五港を開くや、外國商人居留地によりて商館を構ふ。我賣込商人これ</sup>

むることゝなれり。その後政府は十一年外務卿寺嶋宗則をして東京駐在の各國公使と改正談判を開かしめらる。北米合衆國政府第一これに應じて改正條約を締結せしかど<sup>十一年七月月公布</sup>我輸入稅目の改正に付、英國公使パーカス等異議を唱へてきかず、つひに米國との條約すら其第十條の規定により他國との條約ならざるため實行の運に至らずしてやみぬ。十三年外務部主任大隈重信、井上馨等稅法二權の幾分を回復する目的にて聯合會議を開き、頗る秘密に交渉せしが端なくも和蘭公使の手より漏泄して横濱ヘラルド新聞に掲げられ、ゆくりなくもまたことゝに頓挫を來しぬ。明くる十四年、大隈重信官を罷め十五年井上馨外務卿となり各國公使の同意を得て豫備會議を開き、つゞいて十九年五月始て外務省に各國公使を集めて第一回の會議を開き、二十年四月二十八回に移るや、勝安芳ボアソナード等の條約改正中止の建白いづ。ついて七月二十日農商務大臣谷干城參内して條約改正案に關する意見書を上り、つひに冠を掛くるに至れり。これより條約改正を論ずるもの一層激しくなりぬ。<sup>外國法官任用、外國人土地所有權</sup>こゝにおいて二十九回を開きしのみにて、諸法律制定まで延期することゝなり井上馨官を去れり。二十一年二月大隈重信代りて外務大臣となるや、所謂强硬政略をとり、現行條約を狹義に解釋してこれを勵行し、まず外國人に諸種の不便を感じしめ、外國人より自ら進みて或る讓與をなし、特種の權利を得たる場合に乙國も亦この利益に均霑せんとせば、甲國と同一の讓歩をなさざるべからずとなし、これを列國に通告し又外人の内地旅行に關する規定を勵行する等、一方において峻嚴なる手段をとり、他方においては從來の各國聯合談判を改めて、明治十一年寺島宗則

を屋敷と稱し、彼等がいふまゝに柔順せしかば、つひに彼等は種々の惡慣習をつくり我商權を蹂躪して我商業を左右せしが十四五年に至り、我賣込商人の如きも漸々其非を了り商權の回復に注意することゝはなれり。例へば横濱生糸取引における貫々料の如き、神戸の燐寸取引における五厘金の如き類なり。こゝにおいて横濱の如きは灘澤喜作、馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛・原善三郎、梅浦精一等、明治十四年九月、横濱本町六丁目に生糸聯合荷預所を設立し、生糸取引の弊風を矯正せんことを圖れり。これよりさき外國商人は賣込問屋を廻り、生糸の見本に就いて直段を取極め、直に己が商館附屬の倉庫へ入れさせ、生糸の善惡を検査即拜見し、始めて本取引となれることに代價を拂はずして自己の倉庫へ入れさせ、一片の證書をも交付せざるの一事にても既に尋常商業の正道に適せざるを證するに足れり。加之本國の氣配を測り、投機的に生糸を買入れんとするもの多ければ、大抵生糸を引入れさせたる後、數日間乃至十日間以上も故らに検査をなさずして本國の報道を拂はざと荷物に種々の非難をつけてベ。となすを常とす。甚しきに至りては本國電信の報道悪しきとて斷然ベ。けにすることあり。又現に五百圓の買入をなさんとするに八百圓の品を引入させ、一時外國銀行へ對し融通をつけ、事濟みたる後破約して差戻すことあり。其引込持歸の運賃等皆荷主の失費となり、外國商人は毫も其損失を負擔することなし。又斤量掛改貢の如きも其風袋は各商館において製造し置き、薄地の金巾 實量半斤六十目位内外なるを七分五厘九十目或は一斤百目と定むるを以て、目のあたり一秤に付三十目乃至六十日の差を生ずるが如く、種々の手段を施して利益を壟斷せしと云ふ

されば彼外國商人等は生糸聯合荷預所の設立をきゝ、同盟一致して取引を中止せしかば、米國公使兩者の間に周旋し、この年十四十一月中央市場を設置する約束にて生糸聯合荷預所を解散して全く和解成りしが、これが爲やゝ生糸取引を改良せしとぞ。居留地外國商人が我商權を蹂躪すること、大むねかくの如きものなりと知るべし。

五港并に大阪開市場明治元年六月大阪外國人居留地約定書を定め明くる二年四月大阪開港規則を定めらるの外、明治十六年十二月四十號布告 朝鮮貿易の爲嚴原、下關、博多の三港に限り、本邦人所有の船舶出入及び貨物積卸を許されしが、二十二年七月法律二十號特別輸出港規則を發布せられ、つゞいてこの年八月十一月の兩度に施行細則を發布せらる。即米、麥、麥粉、石炭、硫黃の五品を海外へ輸出する爲、四日市、下關、博多、門司、口ノ津、三角、伏木、小樽を特別輸出港に定めらる。其後佐須奈、鹿見年三月北海道釧路二十四年一月の三港を特別輸出港に加へらる。二十六年三月法律十號露領浦鹽斯德、及び朝鮮貿易のため宮津を特別輸出港となし、又明くる二十七年五月法律二號露領沿海薩哈連島、及び朝鮮貿易の爲、伏木、小樽を又清國貿易の爲、那霸琉球を特別輸出港となされ、更に二十九年十月勅令三百十六號外國貿易のため博多、唐津、口ノ津、敦賀、濱田を特別輸出港に定めらる。三十一年六月法律七號米、麥、麥粉、石炭、硫黃の外、大藏大臣は物品の種類を指定し、特別輸出港より輸出を許さるゝことゝなれり。こゝにおいてこの年七月法律七號木炭、セメント、硫酸、満佈礦、晒粉の輸出を許さる。三十二年七月勅令三百四十號清水駿、武豐尾、四日市伊勢門司、豊前博多筑前唐津肥前筑前角肥原佐須奈對鹿見對下關長那霸流濱田石境伯宮津丹後敦賀前七尾能伏木前小樽後志釧路釧室蘭振の二十二港を開港場となしぬ。其後三十二年十二月勅令四百六十號絲崎を加へらる。さればこの

二十三港に從來の六港を加へて二十九港となれり。この中室蘭のみは麥、石炭、硫黃其他は大藏大臣の指定したる物品の輸出に限り、これをなすことを得るものにして、其他的各港においては満二年間の輸出入貨物の價格五萬圓に達せざるときは、これを閉鎖すべく、其時期は三箇月前大藏大臣より公告するものと規定せらる。この外二十八年新版圖に入りし臺灣にも、二十九年一月以来現行條約實施の旨を宣言し、現に淡水、安平、基隆、打狗、舊港、後壠、梧棲、鹿港、東石、媽宮、東港、蘇澳の十二港において貿易に從事することなるが、其貿易高一年貳千九百七拾萬圓の上に達せり。

(三十一年の調によれば輸出千貳百八拾貳萬七千  
八拾圓輸入千六百八拾七萬九千百八拾圓なり)

輸出入總額表 (×ハ輸出超過)

年次	輸出			輸入			元	價
	品	輸	出	品	輸	入		
三十一年	一八一、〇七七、七二	円	三四一、六三九、四〇八	円	五三三、七〇七、二三一	円	一六〇、七〇一、六八五	円
三十一年	一七七、八七五、四九七	円	二七四、一七〇、五〇三	円	四五三、〇四六、〇〇〇	円	九六、二九五、〇〇六	円
二十九年	一三一、一二六、六五〇	円	一八八、七一八、九七四	円	三一九、八四五、六三五	円	五七、五九二、三三三	円
二十八年	一三毛、四九四、六二七	円	一三八、七四五、二九五	円	二七六、三三九、九三	円	一、二五〇、六七八	円
二十七年	一三三、七〇八、五八七	円	二三一、二四五、五九四	円	二三四、九五四、一八一	円	七、五三七、〇〇七	円
二十六年	一九〇、四三四、三六	円	八九、四三〇、八三三	円	一七九、八六五、〇四七	円	一、〇〇三、四〇五	円

二十五年	九一、二九九、四六六	七五、九八二、三〇〇	一七七、一八一、七六六	×	一五、二二七、一六六	一五、二二七、一六六	一五、二二七、一六六
二十四年	七九、六三二、三三三	六三、八七三、一七〇	一四三、四九四、五三六	×	一五、七四八、一九六	一五、七四八、一九六	一五、七四八、一九六
二十三年	五六、七〇三、五九六	八一、八八〇、三三六	二三八、五八三、九〇三	×	二五、一七六、七五〇	二五、一七六、七五〇	二五、一七六、七五〇
二十二年	七〇、二〇三、五五二	六六、三三〇、九〇五	一六六、四七八、五五六	×	三、九二八、七四六	三、九二八、七四六	三、九二八、七四六

## 第六十九章 東洋貿易

維新の初、朝廷修信使を韓國に遣されしに、其書中皇勅の文字ありしため拒みて受けず、ついで又使を遣し修好を勧め給ひしかど受けざりき。こゝにおいて外務大丞丸山作樂陰に徒を結び、兵を募り韓國を襲撃せんことを謀り事露れて修身禁獄に處せらる。後敵又使を遣し對馬の欠負を償ひ、貿易船を罷むることを報じ漂民を送還せしめらる。韓國漂民のみをうけて其他の事を拒めり。朝野其無禮を憤り征韓論起れり。其局つひに明治五年十月、參議西郷隆盛、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平等官を去り、物情惄々たり。七年征韓亂を佐賀に起す韓國の我使聘を阻拒せしは、舊東萊府官の所爲たる事明になりしかば、更に外務官を遣し書契改作の約をなさしめしも、偶々征韓論起りし爲決せざりしが、八年に至り再び使を遣しに彼忽ち先約を變じて細故を論じ、つひに要領を得ずして還りぬ。既にして我雲揚艦朝鮮海を過ぎ、清國牛莊に赴かんとして江華島に上陸し薪水を取るや、彼の守兵急に砲撃をはじむ。よりてこれに應戦して其砲臺を拔き其城を焚きたり。こゝにおいて九年

二月、參議兼陸軍中將黑田清隆を全權辦理大臣となし、議官井上馨を副使となして韓國に遣し修好を議し、且つ砲擊の事を判理せしめらる。黑田清隆江華府に至り、其判中樞府事申櫛、都總府副總管尹滋慶と論難し、つひに修好條規を交換し、九年二月二十六日江華府調印三月二十日批准同日公布朝鮮を認めて自主國となし、併せて議政府の謝狀をとり三月に歸朝す。韓國禮曹參議金綺秀を修信使となし、來聘せしむ。よりて從前の慣例及歲遣船を廢し改めて釜山革梁項を兩國人民の通商地となし、別に京圻、忠淸、全羅、慶尙、咸鏡五道中にて二港を選びて貿易港となすことを約せり。九年八月二十四日、理事官外務大設門を撤去し、これにかふるに木標を以てせしむ。十三年二月釜山に領事館をおき、十四年八月元山津を開かしむ。蓋し十二年七月辦理公使花質房義の豫約によれり。十五年八月修好條規續約を議定し、一月二十一日公布十五年十月批准十ついて十六年七月海關稅目を議定せられしが、つひにこの年十六九月仁川を開かしめ、且つ揚花鎮を開市場となすことを約せらる。十一月十二日外務省告示三十年十月鎮南浦、木浦を開かしめ、ついで三十一年五月一日より實施馬山浦慶尙道郡山浦全羅道城津浦忠淸道開かしめられしが、これと同時に平壤をも開市場となさしめらる。京城に公使館を置き、釜山、馬山、仁川、木浦、元山、鎮南浦等に領事館をおき、群山、クンサン城津、ソウジン平壤に分館をおきて我居留人民を保護せらる。今は韓國に居留する我邦の人民、壹萬五千參百四人にて、其中商業に從事するもの八千人餘あり。我邦より輸出する所の綿織絲、燐寸、絹織物、陶磁器等五百八拾四萬四千參百參拾貳圓にして、彼より我邦へ輸入する米、豆其他にて四百七拾九萬六千參拾貳圓なり。朝鮮貿易は輸出入とも全く我邦商人の手にて支

配し、曾て朝鮮人の取引に從事するものなし。

舊幕府の外國と條約を結ぶや、清國との交一時中絶せしが、此際清國人は却て唐人屋敷の制限を解かれたるを喜び、各地の開港場に雜居して種々の商業に從事せしかば、つひに幕府は慶應の末、其取締法を設くるに至れり。維新の初各國局外中立をなすも、清國商船陰に兵器を賊に賣るものありき。よりて公使に通牒して清國人の不開港場に入るを嚴禁す。三年八月清國人我邦の童男女を騙賣せんと欲するものありしかば、地方官に令してこれを嚴制せしめ、條約未濟國人の犯禁は國法によりて處する律を定め、明くる四年伊達宗城を全權大臣となし清國に赴き條約を結ばしむ。五年六月秘魯國船清國人二百餘人を瑪港に強買して横濱を過ぐ、清國人脱して英船に投じ救解を求む。外務卿副島種臣これをきゝ、秘魯人の船を沒收して清國人を放還す。六年三月副島種臣を全權大臣となし、清國に遣し始て條約を交換し上海口江蘇松江府上海縣鎮江口江蘇鎮江府丹徒縣寧波口浙江寧波府江口九江口江西九江府德化縣漢江口天津口直隸天津府天津縣牛莊口奉天府海城縣芝罘口山東登州廣州口廣東肇州廣東潮州府潮陽縣瓊州口廣東瓊州府瓊山縣福州口福建福州府閩縣廈門臺灣の事件琉球藩民并に小山縣民臺灣生蕃に殘害せられたる件を提出せしに清國化外を以て答へたり。こゝにおいて朝野の間に征臺の論起る。つひに廟議征臺に決し、七年四月陸軍中將西鄉從道を都督となし、長崎より艦船を發し臺灣を征せしむ。清國我征臺の擧をきゝ異論を唱ふ。八月大久保利通、全權辦理大臣となり清國に赴き、總理衙門諸大臣と論辯して、被害民撫恤銀拾萬兩、臺灣修道建房費四拾萬兩五拾萬兩は我六拾七萬千六百五拾圓を償ひ、島民をして害を航客に加へざることを約す。よりて征臺の軍を班へさしむ。其後清國

との關係は平和にして無事なりしが、韓國獨立の件よりして端なくも戰争を開き、ついに二十七八年の戰役とはなりぬ。こゝにおいて清國との條約は一時消滅したりしかど二十八年五月十日、欽差頭等全權大臣李鴻章欽差全權大臣李經方等清國の媾和使となりて下關に來り、我全權辦理大臣伊藤博文、陸奥宗光と媾和條約を締結せしが、其大要は韓國の獨立自主を確認すること、遼東半島臺灣全島及び其附屬島嶼澎湖列島を永久我邦に割譲すること、軍費賠償として庫平銀貳億兩を仕拂ふべきこと等なりき。この外清國において各外國に向ひて開き居る所の各貿易港の外に商業住居工業及び製造業の爲に湖北省荊州府沙市、四川省重慶府、江蘇省蘇州府、浙江省杭州府を開かしめ、且つ旅客及び貨物運送の爲、揚子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る航路及び上海より吳淞江及び運河に入り蘇州杭州に至る航路を開かしむ。其後二十九年七月二十一日清國北京において我全權公使林董をして通商航海條約を締結せしめらる。八日公布又この年九月十月、日本專有居留地のことを議定せしめられ遂に上海、廈門、漢口に設くることを約せり。我政府は上海、天津、牛莊、芝罘、漢口、杭州、蘇州、沙市、重慶、廈門、福州に領事をおきて、我居留人を保護せらるゝことなるが、清國に居留する我商人千百七十六人清國には三井物産會社十年十一月上海に支店を置きニ正金銀行、二十六年五月上海に支店を置きニ正金銀行、十九年七月天津に支店を置きニ正金銀行、八月天津に支店を置きしが又三十三年一月牛莊に支店をおけりをはじめ支店、出張所を置くもの多し。清國は我邦にとりても一大貿易地にして、一年の總輸出貳千九百拾九萬參千百七拾五圓、總輸入參千五拾貳萬參千八百六拾壹圓なり。一千八百九十八年即我明治九年五百七萬九千參百零四兩さて其輸出は絹織絲、海產物、燐寸、銅等を専らとし、其輸入は米、繅綿、豆、砂糖等を専らとす。

暹羅は豊臣氏時代より徳川氏の初に亘りて、我邦商人の彼邦に渡海するもの多く、つひに日本町をたてゝ武威を輝せし地にて、寛永鎖港以來も支那貿易船中所謂奥港と唱ふるものにして、毎年長崎に來り唐人屋敷にて貿易せしかど、徳川氏の末に至り出島唐人屋敷の廢せられたると共に、久しく貿易絶えたりしかば、明治八年使を遣して暹羅の風土を視察せしめられしも、別に通商條約を締結することなく其儘なりしが、漸く三十一年二月盤谷において通商條約を結び、つひに訂盟國となれり。昔は日本町をたてゝ八百人以上も常に駐在せしに、今は盤谷に駐在する我邦の商人は僅に二十餘人に過ぎず、一年の總輸出四萬千七百貳拾圓、總輸入四百拾七萬參千六百拾圓にして輸出は難貨、輸入は米、木材等なり。

近年北清貿易やゝ開けたるも、我邦の東洋貿易は上海以南即香港を中心として、英佛領印度に亘りて盛に行はれ、魯領亞細亞浦鹽斯德、哥爾薩薩哈薩貿易の如きは輸出入を併せて參百萬圓に過ぎず。浦鹽斯德、哥爾薩薩哈薩香港は東洋貿易の集散地にして我邦より輸出する所の石炭、荒銅、熟銅、燐寸、米、鰯、樟腦、木蠟、陶磁器、麥稈真田、椎茸、寒天、花蓮、扇子の類、參千百四拾七萬參千八百九十貳圓にして、清國全土へ輸出するものゝ上にいづ。清國は二千五百十九萬三千百七十五圓又彼土より我邦へ輸入するものは砂糖類にして殆ど輸出價格の半強に當れり。一千五百九十九萬四千四百六拾四圓つぎに英佛領印度も我邦の貿易地にして常に米、繅綿、乾藍、牛皮等を輸入し、其價格六千七百四拾參萬貳千六百圓餘に上れり。英領印度一千五百九十九萬四千四百六拾四圓四十二百四拾五圓佛領萬八千四百四拾四圓さはいへ我邦よりも燐寸、石炭、陶磁器、雜貨の類を年々六百貳拾四萬五千八百圓餘を輸出せり。英領印度一千五百九十九萬四千四百六拾四圓我政府はこれら貿易に從事する商人を保護する爲、香港

新嘉坡、マニラ、孟買等に領事館をおかる。又香港、新嘉坡、孟買等には三井物産會社十一  
年一月香  
港に支店をおきしが更に二十七年四月孟買に支店をおけり。正金銀行二十七年十二月孟買に支店を置きつい  
て二十九年五月香港に支店をおけり。他の支店出張所あり、海路の航通は孟買より浦鹽斯德に至るまで我日本郵船會社、大阪商船會社の定期航海船ありて脉絡相通せり。

清國輸出入品價額對照表

年

度

輸

出

輸

入

一九一九年八七六年

四三二一

四、七八六、〇〇六	九、八八一、五三二
三、六五五、〇一〇	八、六六五、七一五
四、一八六、五五〇	八、二〇〇、三八二
四、七六四、〇五三	七、四七二、〇五四
五、〇一五、九二八	五、六七四、五四〇
六、五五一、八六七	四、七八四、一九三
五、九八二、三二六	五、八六五、三四九
六、三二〇、五七二	五、八四六、二二七
六、三〇二、〇一二	五、五〇三、四四四

英領香港輸出入品價額對照表

年	度	輸	出	輸	入
二	二	七、三三七、八九六	四、一〇三、七〇二	五、四九五、九一三	
二	二	九、三六六、四〇六	一、二、五七八、六九五	五、〇八九、六〇六	
二	二	一、三、二八八、五四〇	一、三、二八八、五四〇	六、九八五、七二三	
二	二	一、五、六八八、八七五	一、五、六八八、八七五	八、二六八、〇七一	
二	二	一、六、一九九、四八一	一、六、一九九、四八一	八、九九九、七一八	
二	二	一、八、三六二、八〇三	一、八、三六二、八〇三	九、一三三、七七八	
二	二	一、九、九六五、九〇〇	一、九、九六五、九〇〇	八、〇七八、一九〇	
二	二	二、五、三九〇、二九四	二、五、三九〇、二九四	一、二、〇二七、一九八	
三	一	三、一、四七三、八九六	一、五、九〇四、四六七	一、五、九〇四、四六七	
十	一				
十一					
年	年	年	年	年	年

## 第七十章 米國貿易

北米合衆國は大統領斐謨の時一千八百五十三年使節を遣し、舊幕府を勧誘して通商貿易の道を開かしめし國

にて、彼我の交極めて親睦なりしかば、貿易も亦平穩無事に經過し來れり。明治四年十一月、全權大使岩倉具視等の彼國に至るや、彼國人日本を開きしは我力なりとして、到處に歡迎し其國會下關償金の非を議し、かくの如き血腥の金を蓄ふるは不祥なりとてこれを還さんとせり。其後十二年七月前大統領克蘭德一千八百六十九年大統領となり一千八百七十七年退職夫妻來遊し、彼我の情一層親睦となれり。これよりさき明治九年千八百七ヒラデルフィア費拉特費府において建國一百年紀念萬國博覽會を開くや、これに贊同して我工藝品を廣く彼國人に示しゝかば、これより我工藝品を賞翫する者いで、大いに販路を廣めたりといふ。米國は我邦第一の得意地にして、生絲、綠茶をはじめ羽二重、甲斐絹、絹製手巾、花蓮、段通、麥稈眞田、陶磁器、漆器、扇子、竹器の類、年々彼國へ輸出するもの四千萬圓の上に達せり。故に大統領の選舉税關の變更の如き、一事件起れば忽ち我邦の貿易に影響を及ぼせり。日米貿易は元來輸出品多くして輸入品少かりしが二十一年に至り、爾來次第に増進して二十七年に及びては壹千萬圓の巨額に達し、二十九年においては壹千六百萬圓となり、三十年に至りては更に一躍して貳千七百萬圓となり、つひに四千萬圓の上を超ゆるに至れり。日米貿易輸出入の比率懸隔は次第に接近してかくの如く其差を見ざることはなれり、さて米國より重に我國へ輸入し來るものは石油、繅綿、諸器械、麥粉、鐵類、煙草等にしてことに石油、繅綿其多額を占む。米國一箇年の貿易は一千八百九十八年即我三十一年の調査では輸出十五億參百九十九萬千貯貯拾貯萬八千四百八十九千七百四十四弗なり我邦商人の米國諸州に居留するもの八百四拾四人除くこの中最も多きは桑港及び其附近并に紐育州各地なり、我政府はこれら商人を保護する爲、紐育六年二月設置、桑港六年二月設置、タコマ二十七

シヤトル三十二年分館設置シカゴ三十年に領事館を置けりこの外フキラデルフィヤ井にニュー米國には正金銀行十三年八月紐育に  
出張所を設けしが其後十九年六月桑港に支店を設けたり三井物産會社二十九年七月支店設置をはじめ支店出張店を設けおくもの多し。殊に日本郵船會社は二十九年八月より横濱シヤトル間の定期航路を開き、大北鐵道會社と海陸の連絡をつけて、大いに利益を與へしが、又東洋汽船會社も三十一年より横濱桑港間の定期航路を開きて少なからざる利益を與へしとぞ。嘉永六年米國の使節マツゼウ、カルブレズ、ペルリ來り、其後安政四年五月二十六日、伊豆の下田において通商條約に調印せしより殆ど四十四年にしてかくの如き進歩を見るに至れり。米國も千八百九十七年ウイリアム、マツキンレイ選ばれて大統領となるやまづ關稅を改正し一千八百九十七年七月即我明治三十一年七月法律として公布せられたりしてモンロウ Monroe 主義セーモス、モンロウは千八百二十九年大統領に選ばれ一千八百二十九年退職せりを變じて漸く版圖擴張の主義をとることゝはなりぬ。こゝにおいて遂に其結果千八百九十八年八月、布哇の合併となり、又同じき年十二月比律賓諸島の占有となれり。これらの土地いづれも我邦と親密の關係を有することゝゑ、日米貿易は益々擴張せらるゝことならんか。

維新後に至り布哇、秘露、墨西哥、伯刺西爾、智利等の諸國とも通商條約を結びしが、中にも布哇の如きは他に先ちて、明治四年七月條約を結びし國にて、ことにカラカハ王の如きは、十四年三月四日五日入京十宮内卿ジヨツト、移民理事官外務卿格アームストロングを從へて我邦に來遊し通商貿易より移民の事など約束して歸られしかば、爾來彼土に居留するもの漸々増加し、今は三萬四千五百六十二人三十一年調にして、其中商業に從事するもののみにても八百八十四人ありといふ。かくの如く布哇には多數の居留民あること故、我邦よりも十九年四月ホノル、府に領事館をおきて保護せら

ることなるが、ホノル、には正金銀行二十五年八月支店設置をはじめ、支店出張所を置くもの多く、且つ近年は東洋汽船會社の船舶寄港することゝなりしかば、我居留民にとりては少からざる便利なりとぞ。元來布哇の貿易は常に輸出を専らとして彼より我邦に輸入するものは實に數萬圓に過ぎざりき。さて我邦より年々輸出するもの二十六年までは、拾九萬七千五百餘圓なりしが、二十七年に至り俄に參拾壹萬參千九百圓餘となれり。それより漸々増加して今は七拾壹萬七千參百圓餘に達せり。布哇につきて秘露合衆國も亦八年五月六年八月調印通商條約を結びしかど貿易振はず、輸出入とも僅に數萬圓に過ぎず、ついて墨西哥合衆國と二十二年一月二十一年十一月調印通商條約を結びしかば、二十四年八月メキシコ府に領事館をおきしが、今は公使館となれり其貿易はこれ亦數萬圓に過ぎず。されどもこの國は元西班牙領にして、慶長中彼我の商人往來せし國にて、其アカフルコ Acapulco 港の如きは當時彼國第一の貿易場にして、夙に我邦人に知られことなるが、今の墨西哥合衆國は即ち我邦にて濃昆須般ノビスハシヤと稱せし 新伊斯把稱亞の轉訛 Zueva Espana 即國なりき。かくの如く我邦と歴史上の關係淺からざる國柄なれども、其貿易は萎靡して振はず、この他伯刺西爾二十八年十一月調印三十一年二月交換 智利三十二年十月調印 兩合衆國とも通商條約を結びしかど、日なほ淺くして貿易の事も亦とかう論ずべきものなし。これら獨立國の外、英領亞米利加とは夙に貿易を開き、我邦よりも綠茶・花莊・羽二重の類を輸出することなるが、其額貳百參拾六萬五千六百圓餘に達せり。輸入十五萬六千九百圓餘二十一年十一月晚香坡に領事館をおけり

年 度	輸 出	輸 入
一九八七六年	四、二二六、一六二 七、四六四、八四三 六、八九〇、一三二 五、七九七、八二五 五、二三二、三二一 五、八四五、〇六八 一〇、八七九、〇五三 一二、〇四一、一五〇 一一、〇八七、五五六 一四、二八〇、一九九 一三、二九三、七五八 一四、二八〇、九二三 一三、一三〇、九二三 一五、六三九、〇〇五 一九、九九二、四二九 二一、五二九、二六六	一、〇一七、七六一 一、〇四七、二四九 一、九二〇、三四六 一、一二四、八八一 一、七三六、七八〇 二、七二七、五八四 三、二一二、二七三 二、六六九、三三三 一、八一六、一九九 三、二三三、〇三二 二、四八九、九六九 三、一三三、六六五 一、八一六、一九九 二、七五一、三二〇 三、三五八、九八六 三、二八三、〇九六
一九八八年	四、二二六、一六二 七、四六四、八四三 六、八九〇、一三二 五、七九七、八二五 五、二三二、三二一 五、八四五、〇六八 一〇、八七九、〇五三 一二、〇四一、一五〇 一一、〇八七、五五六 一四、二八〇、一九九 一三、二九三、七五八 一四、二八〇、九二三 一三、一三〇、九二三 一五、六三九、〇〇五 一九、九九二、四二九 二一、五二九、二六六	一、〇一七、七六一 一、〇四七、二四九 一、九二〇、三四六 一、一二四、八八一 一、七三六、七八〇 二、七二七、五八四 三、二一二、二七三 二、六六九、三三三 一、八一六、一九九 三、二三三、〇三二 二、四八九、九六九 三、一三三、六六五 一、八一六、一九九 二、七五一、三二〇 三、三五八、九八六 三、二八三、〇九六
一九八九年	四、二二六、一六二 七、四六四、八四三 六、八九〇、一三二 五、七九七、八二五 五、二三二、三二一 五、八四五、〇六八 一〇、八七九、〇五三 一二、〇四一、一五〇 一一、〇八七、五五六 一四、二八〇、一九九 一三、二九三、七五八 一四、二八〇、九二三 一三、一三〇、九二三 一五、六三九、〇〇五 一九、九九二、四二九 二一、五二九、二六六	一、〇一七、七六一 一、〇四七、二四九 一、九二〇、三四六 一、一二四、八八一 一、七三六、七八〇 二、七二七、五八四 三、二一二、二七三 二、六六九、三三三 一、八一六、一九九 三、二三三、〇三二 二、四八九、九六九 三、一三三、六六五 一、八一六、一九九 二、七五一、三二〇 三、三五八、九八六 三、二八三、〇九六
一九九〇年	四、二二六、一六二 七、四六四、八四三 六、八九〇、一三二 五、七九七、八二五 五、二三二、三二一 五、八四五、〇六八 一〇、八七九、〇五三 一二、〇四一、一五〇 一一、〇八七、五五六 一四、二八〇、一九九 一三、二九三、七五八 一四、二八〇、九二三 一三、一三〇、九二三 一五、六三九、〇〇五 一九、九九二、四二九 二一、五二九、二六六	一、〇一七、七六一 一、〇四七、二四九 一、九二〇、三四六 一、一二四、八八一 一、七三六、七八〇 二、七二七、五八四 三、二一二、二七三 二、六六九、三三三 一、八一六、一九九 三、二三三、〇三二 二、四八九、九六九 三、一三三、六六五 一、八一六、一九九 二、七五一、三二〇 三、三五八、九八六 三、二八三、〇九六

## 第七十一章 歐洲貿易

歐羅巴大陸中はじめて我邦に交通を開きしは、實に葡萄牙にして、其後西班牙ついて來り、それより和蘭、英吉利來れり。さるを寛永十四年以來、宗教上の關係より和蘭、支那を除くの外はすべて來船を禁ぜしかば、永く和蘭人の東印度商會にて利益を占斷せしが、嘉永六年、米國使節派遣以

二三、六一八、四八三	五、六四八、七三三
二五、二八二、八七三	六、一四三、一七一
一九、八二一、四三七	六、八七四、五三一
二九、七九五、七五四	六、八四〇、〇四七
三八、六七四、九七一	五、九八八、〇五四
二七、七三九、四五八	六、〇九〇、四〇八
四三、三二三、五五七	一〇、九八二、五五八
五四、〇二八、九五〇	九、二七六、三六〇
三一、五三二、三四一	一六、三七三、四二〇
五二、四三六、四〇四	二七、〇三〇、五三八
四七、三一一、一五五	四〇、〇〇一、〇九七

來、端なくも開港の事を承諾せしかば、それより和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西、普魯士、葡萄牙等と通商條約を結び、つひに五港を開くにいたりしが、我邦と最も舊交ありし葡萄牙、西班牙、和蘭等は幕府が鎖國の主義を取りしより凡そ百五十年ばかりの間に歐羅巴大陸の大勢一變して、其國勢漸く衰へて昔の面影なく、英吉利、佛蘭西、露西亞、普魯士等版圖を拓きて盛に殖民貿易に從事せり。ことに英吉利の如きは、道光廿二年支那より香港を得てこれを自由貿易港となし、東洋貿易の樞軸を握るに至れり。これにつぎて佛蘭西も安南、暹羅の地を侵略して、東洋に立脚地を建てしが、露西亞の如きも屢々支那を脅かして黒龍江畔一帶の地を侵略せし以來、浦鹽斯德を開き、ついで明治八年五月我邦と樺太千島交換の約をなしこれよりさき慶應三年三月小出大和守石川駿河守等比特堡において樺太島假規則を結びて歸朝せり遂に千島を得て樺太を彼に與ふるや、大いに市街を開き哥爾薩港を築きなどして、兎に角一商業地とはなし。

かくの如くこの三國東洋に威力を振ひて東洋貿易に從事せしが、其後普魯士萬延元年十二月條約締結の獨逸聯邦を組織するや、改めて明治二年正月通商條約を結ぶこととなりぬ。この國近年著く學術工藝の發達せしため、東洋貿易にも大いに羽翼を伸し来れり。されども維新前後我邦へ輸入せし物品は全く英吉利、佛蘭西二國のみなりしが、近年に至りては英吉利につきて獨逸第二の地位を占む。それにつぎては佛蘭西、白耳義、瑞西なり。其他伊太利、露西亞、奧地利、和蘭、瑞典諾威、西班牙、土耳其、丁抹、葡萄牙等は數拾萬圓に過ぎず、其重なる輸入品は英吉利の綿織糸、生金巾、更紗、綿繻子、フランケツト、羅紗、毛繻子、鐵塊、板鐵、條鐵、綿天鵝絨、晒金巾、鋼、印刷紙、石炭の類、獨逸のフランネル、白砂糖、酒精、毛絲、羅紗、アニリンダイス、印刷紙、縮緬吳呂、板鐵、鐵釘の類、佛蘭西の縮

## 十三折共同

緬吳呂、白耳義の條鐵、鐵釘、筒鐵、臘玻璃、瑞西の懷中時計の類にして、我邦輸出品の最も多きは佛蘭西にして、これにつぎて英吉利、伊太利、獨逸なり。其他の國は數拾萬圓に過ぎず、其重なる輸出品は佛蘭西へ生絲、燐斗絲、米、屑絲、麥稈真田、英國へ麥稈真田、段通、屑絲、手巾、銅、漆器、竹材、伊太利へ生絲、獨逸へ銅、簿荷腦の類にして、その他の國は數拾萬圓に過ぎず、二十三年總輸出額貳千五百六拾參萬四千八百圓餘なりしが、今は三十一年參千四百八拾壹萬圓餘となり、總輸入額も二十二年には三千五百拾貳萬參千貳百圓餘なりしが、今は壹億四百九拾五萬七千七百圓餘となれり。其輸入品超過の著くなりしは、二十七八年戰役の後國事膨脹より來りたる結果なりとす。我邦工藝品の歐羅巴大陸に紹介せられしは、千八百七十三年即我明治六年、澳地利維府において第五次萬國博覽會を開きし時參列して種々の工藝品を出品せしが、其後千八百七十八年即我明治十一年、第七次佛國巴里萬國博覽會の時にも參列して種々の工藝品を出品せしが、この時は略々博覽會の主意も分り、且つ出品物に巧なることを歐洲人に紹介せしが、其後千八百七十九年即我明治十三年即我明治六年、澳地利維府において日本郵船會社に於いて歐洲航路を開き、横濱倫敦敦におきしが、二井物産會社は明治九年七月の創立にして十年十一月上海に支店を置きついで倫敦におり正金銀行の如きも亦十五年五月里昂に支店を置き、ついで十七年十二月倫敦に支店を置けり。我直輸出貿易の爲にはこれら支店の設置は大いに便宜を得たる事なるが、ことに二十九年三月より日本郵船會社において歐洲航路を開き、横濱倫敦間を兩所より毎月一回づゝ出帆することになりしかば、一層便宜を得ることとなり。

大陸に居留する我商人は至て少く、倫敦に五十餘人居留する外は極めて少數なりき。されども我政府は英吉利の倫敦九年四月設置佛蘭西の里昂十七年四月設置白耳義のアントウエルプ三十年七月設置に領事館をおき、この他商業上必要の場所に名譽領事をおきて我商人を保護せり。

英領濠太刺利貿易も近來のことにて、明治十六七年のころより横濱の商人中メルボルンに赴き開店せしかど目的を達せず中途にして廢せしが、其後二十三四年の頃、三四の商會は同地に赴きて試みしかど、常に損失を蒙りて其目的を達するものなかりき。これよりさき兼松房次郎濠太刺利貿易を志し、二十年十月自ら彼土に渡航して商況を調査せしが、つひに二十三年四月シドニーにおいて開店し、米穀雜貨の類を送りて販賣せしも、殆ど三年餘損害のみなりきとぞ。されどもそれが爲毫も其志を屈せず、種々苦心して彼土の嗜好を探り、其後花蓮、麻段通、麥稈眞田、羽二重、魚油の類を送り、彼土より羊毛類を持歸りて利益を得ることとなれり。されば今は濠太刺利貿易に從事するもの著く増加せしといふ。こゝにおいて我政府は二十九年三月タウンスヴキールに領事館を置き、ついて三十年六月シドニーに領事館を置きしが、日本郵船會社も二十九年十月以來濠太刺利メルボルン間の定期航路を開くに至れり。濠太刺利貿易も二十二年には輸出四拾八萬六千參百九拾圓餘にして、輸入貳拾六萬七千圓餘なりしが、今は輸出百八拾七萬五千圓餘にして輸入百四拾萬參千四百圓餘となれり。

英佛獨三國輸出入品價額對照表

年 度	國 名	輸		出		輸		入			
		英	吉 利	佛	蘭	西	英	吉 利	佛	蘭	西
二十一年	英 吉 利	三、四八七、七二九	一八、九七〇、五四四	九、五二八、三九六	二、三一三、三四五	九二一、七二三	四、〇一〇、九一五	八、七一〇、〇一二	二八、六九三、五六七	一三、六三六、二五〇	一、六一七、五六四
二十二年	佛 蘭 西 利	八、七一〇、〇一二	二六、〇六七、九三四	七、六六四、五九九	四、一二五、一八九	一四、二五八、七二六	五、二六〇、八九六	一、六三八、三八三	二六、六一九、一〇二	三、三三四、一六九	一、六一七、五六四
二十三年	獨 佛 蘭 吉 利	五、六三八、九八〇	二六、六一九、一〇二	八、三五四、三九四	三、八六九、三三二	六、八五六、九五六	四、八八七、八九九	八四六、九二一	二六、六一九、一〇二	三、八六九、三三二	六、八五六、九五六

## 日本商業史 維新後の商業史終

三十一年	三十年	二十九年
獨佛英 蘭吉利 逸西利	獨佛英 蘭吉利 逸西利	獨佛英 蘭吉利 逸西利
八、四八一、一九六	一九、〇二七、三八九	九、〇一二、三九八
二六、二一三、六五四	二、九七二、一三七	五九、二五一、七八〇
二〇、四九六、四〇七	一八、一四三、二八〇	五、一四七、五九二
二、四六九、二四二	二二〇七、〇一八	六五、四〇六、二六六
七、七八三、六四三	六二、七〇七、五七三	七、六八二、三四七
六、九七九、九八二	一八、一四三、二八〇	一七、一八三、九五三
二五、六一〇、九六二	二五、六一〇、九六二	一九、〇二七、三八九

二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年
獨佛英 蘭吉利 逸西利	獨佛英 蘭吉利 逸西利	獨佛英 蘭吉利 逸西利	獨佛英 蘭吉利 逸西利	獨佛英 蘭吉利 逸西利
五、六三三、一三七	一五、一二〇、〇七五	二〇、七八九、三三二	三、九二一、七五三	一九、〇九二、〇七五
一、四五六、五九六	一、四五六、五九六	三、六二〇、五〇〇	一八、〇九三、六九四	二、八三四、〇二五
五、一九六、〇五一	五、一九六、〇五一	六、三七五、〇四八	九四〇、七八三	一、一二七、四七六
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	二七、九二九、六二八	三、三〇五、二七七	三、九二九、六二八
一五、一二〇、〇七五	一五、一二〇、〇七五	四、九五〇、一九八	一九、五三一、九七五	一九、四五九、七七六
二、八三四、〇二五	二、八三四、〇二五	五、九五〇、一九八	一、三八〇、〇四〇	一、五一七、五四九
五、一九六、〇五一	五、一九六、〇五一	七、八八三、〇九一	七、九〇九、五四二	二、二〇〇六、三八六
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	二二、〇〇六、三八六	四、三四八、〇四八	三、三四〇、〇一三
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	三、三四〇、〇一三	七、九〇九、五四二	四、一二、一八九、八七四
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	四、一二、一八九、八七四	七、九〇九、五四二	四、一二、一八九、八七四
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	五、一八〇、一三五	七、九〇九、五四二	五、一八〇、一三五
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	六、三一八、一三四	七、三一八、一三四	六、三一八、一三四
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	七、三一八、一三四	八、三一八、一三四	七、三一八、一三四
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	八、三一八、一三四	九、三一八、一三四	八、三一八、一三四
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	九、三一八、一三四	一〇、三一八、一三四	九、三一八、一三四
一九、九九六、〇五一	一九、九九六、〇五一	一〇、三一八、一三四	一〇、三一八、一三四	一〇、三一八、一三四

日本商業史略年表  
維新後

49

年 度	便 鐵	道 海	運 銀	行 取 引 所	保 險 倉	庫 通 商 貿 易
度 量 衡 貨 電 信 電 話 便 鐵	太 政 官 札 驛 遞 規 則					
發 行 改 所	民 部 省 札 東 京 橫 濱					
郵 便 規 則	貨 幣 間 電 線 成 ル					
廻 漕 會 社	爲 替 會 社					
	貿 易 商 社					
	月 米 油 社					
	攝 津 米 油					
條 約 瑞 通 商	獨 通 商 會 社					
日 條 約 西 通 商	日 條 約 通 商					

史業商本日

423

本業史略年表

十五年	十四年	十三年	十二年
郵便條例		所郵英佛橫濱 引拂出張	發行改紙幣 長香港 爲替卜交郵驛 條約 萬國電信 聯合加入 結換便遞
共同會社 運輸	日本鐵道		
所里銀橫日 昂行濱本 出張正銀 金行		三浦釜山 三菱鹽元 會社 開始德山 集東京銀 行會所 出銀濱正 所紐育金 條例米商會 改正所	大銀橫濱 交換所手形 正金
	保明治生命 險會社		火保東京 調災險海 關係保會社 上
均社倉庫 融會			
	店會所生絲 倫敦高田荷 支商預		支會三井 商店倫敦 物產

十一 年	十 年	九 年	八 年
通用 易場印 刷工局の 式電信開業	二郵便 加入條約 間開業	正度規則 量衡改 ク便局 上海二 チ置郵	廢樹締度貨 止座條量幣 秤例衡條取 座規則便郵會 貯金會社國通 運
通販易場印 刷工局の工 式電信開業	萬國聯合 京都神戶開業	線津牛三爭社 開莊菱起 始芝會 累天社	三 菱會社 太會社 平會社 洋會社 始 便 會 船 會 社 船
取大取引所 坂引株式 所株式	擇善會	銀私條例 立三改銀 井正行	上 海 線 商 會
覽佛談條約 會國判約改 大開始正 博	會堂所 島所 米商	町會所 米商 鰐米 會穀商	米 穀 會 相 場
支會社 店物 上海產	三井物 產	覽米條約 會國大博 通商	日 秘 條 約 通 商

十九年	十八年	十七年	十六年
入條萬國約二米加突	改電正信條例爲替郵便	品川間開業赤羽	往復葉書發行
		上野高崎	敦賀線開業
	日本郵船	坂間開業鐵道	大阪商船
出銀橫濱正港金	支銀店倫敦金	横濱正金	國立銀行
所橫正休業取引	所株式例商例取改會改引正所		一テ会町兜ノ合ナ町併米蠣殼
		橋神戶棧大倉組漆	社融庫通會大坂倉會開始貿易

廿三年	廿二年	廿一年	二十年
局電收海信大設電信局增 話底會北線社部買ノ電交換	州關戶甲賀大通東海道全 開西、炭坑、開橫九水業須	陽兩津高崎間開業 開業山業江	私設鐵道
始釜商山船線會社開			
條貯蓄銀行			
正所株式例商例取改會改引正所		例取引所條	
	日本生命保險會社	保東京火災命	
	庫石會社油會社倉庫	穀東京會社倉庫	庫京都會社倉
	紐高港特條日育田規別約墨支商則輸出會商店	通商	

三十一年	廿九年	廿八年
規度貨幣 則量衡法 開設京都電話		
モ開此開業 ノ業年業宗海 多スヨ谷道 シリ線旭	川北 洋汽船 臺商會 開始五會 航社	門司八代 間開業 造船獎勵 航海獎勵
交神戶 換所手形	臺灣船 東洋汽船 始臺灣船 線會 開社	法郵歐米 法船國洲 法船線會 法船線會 所東京 農銀銀行 日本勸業 銀行
スヨ會火 リ社災 增加此保 加年險		日本海上 保險會社
庫法稅債		日本貿易 會社易倉庫
條約日伯 通商定率		日清通商 條約
		日清媾和

廿七年	廿六年	廿五年	廿四年
規鐵北奧羽線開業ノ則	設戶大坂、電話開神	法小包郵便法	度量衡法
始仁商船川線會社開	始孟郵船買線會社開	鐵道敷設所	上野青森間全通
上海正金銀行新取引所	上海支店條例	大坂興信所	
日本帝國保險會社上社陸	日本海會社	明治火災保険會社	
日本壽命保險會社上社陸 スヨリ此增加年險社	日本海會社	日本火災保険會社	
約日英新條交換			

發 兌	
四東京市芝區愛宕下地町 丁目六番下地町	昭和四年五月廿一日印刷 昭和四年五月廿三日發行
改 造 社 社	振替口座東京八四〇二番 電話芝(43)自一一二二一四番 至一一二二一四番
印 刷 者	君 橫 井 時 冬
發 行 者	山 本 三 生
東京市小石川區久堅町一〇八 漢	東京市芝區愛宕下地町四ノ六
改 造 文庫 第一部第二十五編	日本商業史 定價四十錢

刷印社式株刷印同共

福山製本

三十三年	三十二年	三十一年
郵便法 郵便切手 私封貯葉書 電信葉書 販賣金葉書	郵便法 郵便切手 郵便法 郵便法 郵便法	郵便法 郵便法 郵便法 郵便法 郵便法
敦間奥羽線 富山開業 敦間全通 富山開業 敦間通航	敦間奥羽線 富山開業 敦間全通 富山開業 敦間通航	兵庫古屋開業 兵庫古屋開業 兵庫古屋開業 兵庫古屋開業 兵庫古屋開業
北郵船 北郵船 北郵船 北郵船 北郵船	北郵船 北郵船 北郵船 北郵船 北郵船	北郵船 北郵船 北郵船 北郵船 北郵船
淡商會 淡商會 淡商會 淡商會 淡商會	淡商會 淡商會 淡商會 淡商會 淡商會	淡商會 淡商會 淡商會 淡商會 淡商會
新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡	新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡	新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡
正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行	正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行	正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行 正殖銀行
北海道 北海道 北海道 北海道 北海道	北海道 北海道 北海道 北海道 北海道	北海道 北海道 北海道 北海道 北海道
天津支店 天津支店 天津支店 天津支店 天津支店	天津支店 天津支店 天津支店 天津支店 天津支店	天津支店 天津支店 天津支店 天津支店 天津支店
銀行法 銀行法 銀行法 銀行法 銀行法	保險業法 保險業法 保險業法 保險業法 保險業法	智通商 智通商 智通商 智通商 智通商
日本興行 日本興行 日本興行 日本興行 日本興行	日本興行 日本興行 日本興行 日本興行 日本興行	正港特別輸出 正港特別輸出 正港特別輸出 正港特別輸出 正港特別輸出
改正 改正 改正 改正 改正	居留地廢止 居留地廢止 居留地廢止 居留地廢止 居留地廢止	智通商 智通商 智通商 智通商 智通商
特 別 輸 出 規 則 改 正 規 則 改 正 規 則 改 正	智通商 智通商 智通商 智通商 智通商	智通商 智通商 智通商 智通商 智通商

改造文庫第一部目錄

# 改造文庫第一部目録

第九篇 經濟學原理 エボンス著

第一篇 富國論(上巻) アダム・スミス著

第二篇 富國論(中巻) アダム・スミス著

第三篇 富國論(下巻) アダム・スミス著

第四篇 人口論 ロバート・マルサス著

第五篇 經濟學原理 デギト・リカード著

第六篇 經濟學原理(上巻) スチュアド・ミル著

第七篇 經濟學原理(下巻) スチュアド・ミル著

第八篇 經濟學方法論 カール・メンガー著

第九篇 經濟學方法論 カール・メンガー著

第十篇 古代社會(上巻) モルガン著

第十一篇 古代社會(下巻) モルガン著

第十二篇 古代社會(上巻) モルガン著

第十三篇 古代社會(下巻) モルガン著

第十四篇 古代社會(上巻) モルガン著

第十五篇 古代社會(下巻) モルガン著

第一〇篇 社會主義の發展 堺利彦譯 1  
第一二篇 辯證法的唯物觀 山川均譯 2  
第一三篇 哲學の實果 山川均譯 1  
第一四篇 神と國家 本庄宗譯 1  
第一五篇 婦人論 山川菊郎著 1  
第一六篇 古代社會(上巻) モルガン著 6  
第一七篇 古代社會(下巻) モルガン著 1  
第一八篇 エミール(上巻) 内山賢次譯著 4

我社は世界に於ける出版界の革命者である。廉價全集の創始者である。我社が大正十五年十一月多大の犠牲を豫期して廉價全集を發行するや、感激の聲國內を震撼し、日日數千通の感謝状が舞ひ込んだ、今迄特權階級のみの藝術であり、哲學であり、經濟、美術、科學であつたものが無產階級の全野に解放されてからは全國を通じて讀書階級が一時に數十倍となつた。この割期的現象を招來し、我國の文化を一時に上げ文化史上赫々たる我社は、尙當時の宣言の徹底を期して茲に一改造文庫一を發刊せんとす。尙その内容に別記の如くであるが、我社は數十年を期してあらゆる權威ある著作を本集に網羅して民衆的一大文庫を建設せんと欲す。諸君の期待と支持を俟つ。

の符號	一
定價(錢)	10
	110
	110
	110
送料(錢)	二
	四
	六
	八
	10
	11
	11
	11
	11

- 此の文庫は、内容の翻譯と翻訳の脚注とを以て第一義とし、専ら大衆普及を目的として刊行す。
- 此文庫に收容するものは、東西古今百般の書に亘り、校訂、註釋、翻譯、總て典據たるべきを期す。
- 此文庫は、社會、經濟、政治、哲學、思想、歴史、文學、藝術、美術等百般に及ぶ。
- 表紙上の番號は單に發行順を示すものなれど、將來検索上の便宜をも考慮に容れて之を示す。
- 一冊の分量は約百頁以上五百頁とし定價は約百頁を單位として定め、しその冊子の頁に應じて二十錢、三十錢、四十錢、五十錢とす、但、地圖附錄等挿入の場合には、必らずしもこの例に依らず。
- 表紙意匠中、1は十錢、2は二十錢を、3は三十錢を示す。以下之に倣ふ。
- 定價及び送料左表の如し。

第一九篇 エミール(下巻) 内山ソウウ著 4	第二九篇 フッサール論文集 フッサール著 刊近
第二〇篇 國家論 オーベンハイマー著 2	第三〇篇 女工哀史 細井和喜著 4
第二一篇 金融資本論 諸保津南雄著 4	第三一篇 婦人解放論 スチュアード・ミル著 刊近
第二二篇 日本開化小史 田口卯吉著 2	第三二篇 社會進化と婦人の地位 山川菊榮譯 2
第二三篇 日本經濟論 田口卯吉著 1	第三三篇 共產主義小兒病 レーニン著 刊近
第二四篇 日本經濟學說の要領 濑本誠一著 2	第三四篇 初頭の農村問題 レーニン著 刊近
第二五篇 日本商業史 橋井時冬著 4	第三五篇 文學と革命 トロツキイ著 刊近
第二六篇 日本工業史 橋井時冬著 4	第三六篇 幸徳秋水集 幸徳秋水著 2
第二七篇 經濟學の實際知識 高橋龍吉著 2	第三七篇 中江兆民集中江兆民著 2
第二八篇 リッケルト論文集 リッケルト著 2	第三八篇 財産起源論 レヴィンスキイ著 刊近

第三九篇 組織論 鈴木厚著 3

### 改造文庫第一部目録

第一篇 古事記 謝矢久孝校訂刊近	第八篇 枕草 紙山岸徳平校訂刊近
第二篇 萬葉集(上巻) 折口信夫校訂刊近	第九篇 金槐集 幸田露伴校註刊近
第三篇 萬葉集(下巻) 折口信夫校訂刊近	第一〇篇 平家物語 山口剛校訂刊近
第四篇 古今集 吉澤義則校註刊近	第一二篇 雨月物語 山口剛校訂刊近
第五篇 新古今集 吉澤義則校註刊近	第一三篇 俳諧七部集 萩原蘿月校訂 3
第六篇 新編源氏物語(上巻) 折口信夫校註刊近	第一四篇 燕村七部集 萩原蘿月校訂 2
第七篇 新編源氏物語(下巻) 折口信夫校註刊近	第一五篇 伊勢物語 久松善一校訂刊近
第一七篇 奥蕉翁細道集 萩原蘿月校訂 3	第一六篇 神皇正統記 宮地直一校註 3

第一八篇 曾女殺根油崎心獄中黒木勘藏校註(刊近)	第二八篇 菅原傳假名手本忠臣藏黒木勘藏校註(刊近)
第一九篇 心冥途天島宴飛脚黒木勘藏校註(刊近)	第二九篇 八百屋お七歌祭文お染久松袂の白絞黒木勘藏校註(刊近)
第二〇篇 國姓爺合戰槍權三重帷子黒木勘藏校註(刊近)	第三〇篇 伊賀越道中双六一谷嫩軍記黒木勘藏校註(刊近)
第二一篇 夕霧阿波鳴門丹波與作黒木勘藏校註(刊近)	第二二篇 大徒然草吉澤義則校註(刊近)
第二二篇 心中重井筒黑木勘藏校註(刊近)	第二三篇 日蓮上人集吉澤義則校註(刊近)
第二三篇 山崎與次兵衛壽門松心中宵庚申黒木勘藏校註(刊近)	第二四篇 親鸞上人集吉澤義則校註(刊近)
第二四篇 傾城反魂香長町女腹切黒木勘藏校註(刊近)	第二五篇 北村透谷選集島崎藤村編1吉澤義則校註(刊近)
第二五篇 淀鯉出世瀧德堀川波鼓黒木勘藏校註(刊近)	第二六篇 桶口一葉選集桶口一葉著1吉澤義則校註(刊近)
第二六篇 博多小女郎波枕鼓黒木勘藏校註(刊近)	第二七篇 大經師昔曆黒木勘藏校註(刊近)
第五十年忌歌念佛	第三五篇 北村透谷選集島崎藤村編1吉澤義則校註(刊近)
第五十一年忌歌念佛	第三六篇 桶口一葉選集桶口一葉著1吉澤義則校註(刊近)
第五十二篇 大經師昔曆黒木勘藏校註(刊近)	第三七篇 平凡二葉亭主人著1吉澤義則校註(刊近)

第三八篇 子規俳話正岡子規著(近)	第四八篇 厲世家の誕生日佐藤春夫著1
第三九篇 子規歌話正岡子規著(近)	第四九篇 日輪横光利一著1
第四〇篇 坊つちやん夏目誠石著2	第五〇篇 勞働者の居ない船葉山嘉樹著1
第四一篇 草枕夏目誠石著2	第五一篇 海に生くる人々葉山嘉樹著2
第四二篇 それから夏目誠石著2	第五二篇 小公子若松賤子著2
第四三篇 悲しき玩具砂石川啄木著3	第五三篇 ホワイト・ファング堺利彦譯3
第四四篇 我等の一團と彼石川啄木著2	第五四篇 はやり唄小杉天外著2
第四五篇 雲は天才である石川啄木著1	第五五篇 歌集朝の螢齋藤茂吉著(近)刊近
第四六篇 山陰土産その他島崎藤村著2	第五六篇 自選歌集十一年島木赤彦著(近)刊近
第四七篇 獄中記北原白秋著2	第五七篇 自選歌集十一年島木赤彦著(近)刊近

神近市子譯  
オスカ・ワイルド著

2

第五篇 自選歌集十一年島木赤彦著(近)刊近

2

2

第五八篇 歌自選 松 の 芽 中村憲吉著 2  
第五九篇 歌自選 海やまのだひ 謙 聰著 2

第六八篇 作白秋曲 國民歌謡集 北原白秋著 2  
第六九篇 作白秋曲 舞踊曲集 北原白秋著 2

第六〇篇 歌自選 立 花 春木下利玄著 2

第七〇篇 作白秋曲 國民歌謡集 北原白秋著 2

第六一篇 歌自選 花 横北原白秋著 2

第六二篇 歌自選 人間往来 興謝野晶子著 2

第六三篇 歌自選 楓の木 壱田空穂著 2

第六四篇 歌自選 郭公 若山牧水著 2

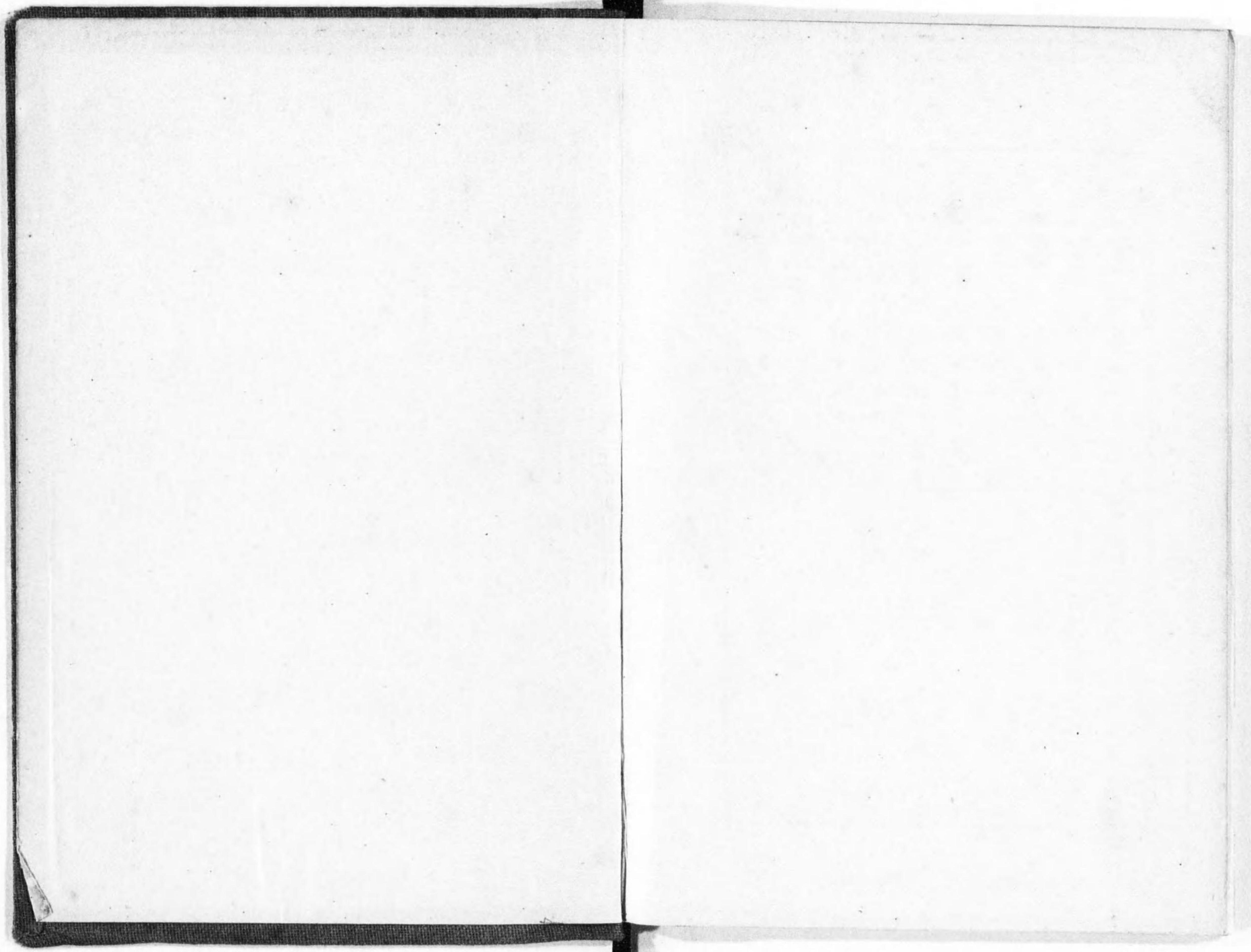
第六五篇 歌自選 原生 林前田夕暮著 2

第六六篇 歌自選 空を仰ぐ 土岐善廣著 2

第六七篇 作白秋曲 童謡 集北原白秋著 2

第六八篇 作白秋曲 國民歌謡集 北原白秋著 2

(以下續刊)



終

